

## 職員の懲戒処分に係る企業長コメント

淡路広域水道企業団職員の収賄事件について、平成30年2月27日の神戸地方裁判所の初公判の内容を受け、起訴休職処分中の菊井 重典（工務課主任）を本日付けで懲戒免職としました。

また、今回の事件に係る管理監督責任を問い、上司の職員を処分しました。

今回、本企業団職員及び元職員が公務の信用を著しく失墜させる収賄容疑で逮捕、起訴されるという事件が発生し、企業団に対する淡路島民の信頼を裏切り、大きく傷つけることとなりましたことは、誠に遺憾であり、痛恨の極みと言わざるを得ません。淡路島民の皆様に心からお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが更に気を引き締め、公務員としての自覚、法令等の遵守の徹底は勿論のこと、再発防止策を講じ、淡路島民の皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう全力で取り組んで参ります。

なお、処分に伴い、企業長及び副企業長の報酬を減額するための関係条例の整備を命じました。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

淡路島民の皆様に対して、改めて深くお詫び申し上げます。

平成30年3月14日

淡路広域水道企業団 企業長 門 康彦